

件名：固定資産税の前納報奨金制度の廃止について

(平成 28 年 7 月 1 日受付)

27 年度分より払える人と払えない人がおり、不公平との理由で前納報奨金が無くなったが、市民からいうと廃止することは考えられない。

(回答)

このたびは、固定資産税の前納報奨金制度について、貴重なご意見をいただき、まことにありがとうございます。

今回いただいたご意見につきまして、本制度は、戦後地方税法の施行とともに「納税意識の普及啓蒙」と「税収の早期確保」を目的に設立されましたが、創設後 60 年以上経過し、納税意識や地方税制の理解は浸透し、納税率も高率で安定しており、その目的はほぼ達成されたものと考えております。

また、制度が適用される税目が限定され、かつ、全額一括納付できるだけの納税資金に余裕のない方は、この制度を利用しづらく、税額 4,000 円未満の納税者の方は対象外になるなど、不公平感が生じておりました。

併せて、県内の 11 市でも、平成 18 年 2 月時点では 7 市で制度が残っていましたが、平成 28 年 4 月現在、ご指摘の通り新居浜市、四国中央市に加えて、大洲市の 3 市のみとなっております。

ただ、大洲市においては、平成 29 年度から廃止が決まっておりますし、残りの市に関しても、制度の縮小をして現在に至っております。

さらに、全国では、昭和 38 年度から各地で廃止され、市単位では、平成 23 年度で 90% 以上の市が制度を廃止しており、全国的にも廃止縮小の傾向となっております。

以上のような様々な状況を踏まえ、検討を重ねた結果、平成 27 年度から制度を廃止しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

今後とも、納税に関してのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

(担当課：納税課)

件名：いきいきバス乗車券について

(平成 28 年 7 月 7 日受付)

シルバーカーが必要で、バスにも乗せて乗車したが、乗車、下車する際に、運転手の方や、乗車されている方に手伝ってもらった。今後付き添いの方に同乗してもらう際に、購入した乗車券を、付添いの方も利用できないか。利用ができないのであれば 2 冊分は返還したい。

(回答)

日頃より、市政各般にわたり、ご理解、ご協力を賜っておりますことを、厚くお礼申し上げます。

この度は、いきいきバス制度をご利用いただきありがとうございます。

「いきいきバス」制度は、75歳以上の高齢者の方々を対象とした買い物等の外出を支援するとともに、路線バスの利用促進を図るため実施している事業です。

ご指摘いただきました、いきいきバス乗車券（以下「乗車券」）につきましては、対象者の皆さんに配布しております利用者証をお持ちの方しかご使用いただけないこととなっておりますので、付添いの方の運賃を乗車券にてお支払いただくことはできません。

また、乗車券の返還につきましても、販売時にご説明申し上げましたとおり受け付けることはできませんので、ご了承をお願いします。

乗車券につきましては、有効期限を設けておりませんので、今後ともご使用いただきますようお願いいたします。

シルバーカー等をご使用の方が路線バスを利用する際の対応について、バス会社へ確認をしたところ、「車椅子の利用者をはじめ、乗降時の介添えが必要である場合は、乗務員がお手伝いいたします。」と回答をいただきました。

しかし、今回のご意見を踏まえ、車椅子の方はもとより、シルバーカー等をお持ちの方がバスを利用される際にも、乗務員の更なる気配りによって、安心してバスをご利用いただけるよう、乗降時のお手伝いも進んでご協力いただきたい旨、お願いさせていただいておりますので、今後とも路線バス並びにいきいきバス制度をご利用いただきますよう、よろしく申し上げます。

この度は、ご指摘いただき、ありがとうございました。

今後とも、お気づきの点がございましたら、ご意見賜りますよう、よろしく申し上げます。

(担当課：高齢介護課)

件名：地方債の償還等について

(平成28年7月12日受付)

西条市の地方債は5年～10年の償還のものが多いと聞く。過去と現

在の金利差を利用しての、早期、前倒、一括償還のような方法はとれないのか。

地方債発行時には、金融機関との間に償還期間や方法等の約束があるとは思いますが、金利差（プラス面）と違約金（マイナス面）とを比較して少しでも市財政に有利な方法を検討してみる事も重要かと思う。

また、今後の市債発行時にも、低金利を意識して、必要になる投資は早め実施しておくような考えも必要になるような気がする。

(回答)

この度は、貴重なご意見ありがとうございます。

西条市の市債残高は、平成27年度末時点において、一般会計で約489億4千万円となっております。

市債の償還年数は、整備する施設等の耐用年数に合わせて設置しており、10年～20年償還の市債比率が高い状況となっております。

過去に借入れた地方債の繰上償還、または低利な地方債への借換につきましては、より有利な方法を検討し、市財政の負担軽減をはかる必要があると考えております。

近年の取組みとしましては、過去に国などの公的機関から借入れた高利率（年利5.0%以上）の地方債について、平成22年度から平成24年度までの3年間で約1億8,600万円の繰上償還を行いました。

通常、償還期限前に繰上償還を行う際には、利子相当分の補償金の支払いが必要になります。

しかし、市が財政の健全化に取り組むことを前提に、特例として補償金が免除されるという財政措置を活用し、将来の利子負担の軽減をはかりました。

また、市債の発行時には、国・県等の補助金活用はもとより、低利率での借入れ及び交付税参入率の高い有利な起債メニューの活用により、今後も市の財政負担が少なくなるよう努めて参ります。

(担当課：財政課)

件名：道路脇、川の中のゴミについて

(平成28年8月8日受付)

朝の犬の散歩時に、道路脇のゴミ、川の中のゴミが大変目につく。川へ捨てられるよりは、市が収集してはどうか。

諸外国では朝から道路清掃の方が、道路の清掃、ゴミ集めをしている。失業対策にもなるので、市も実施してはどうか。

(回答)

この度は、貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

日頃から、ごみの減量及び本市の環境衛生につきまして、ご理解・ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本市ではごみの収集につきまして、事業所から出るごみと家庭ごみを区別するため、指定ごみ袋制度を導入しました。

本制度は、現在市民に浸透しており、ごみの減量を進めるうえで不可欠なものであります。このようなことから、レジ袋による収集は避けたいと考えております。

しかし、ご指摘の指定ごみ袋以外は収集しないことが原因となって発生すると考えられる不法投棄ごみにつきましては、その状況の把握と対応策について検討しているところであります。

道路や河川などの比較的大きなごみは、市職員や委託業者において回収を行い、環境の美化に努めておりますが、市内には「ポイ捨て」いわゆる個人が小さなごみを安易な気持ちで捨てていると思われる行為がまだまだ散見されます。

ごみのない美しいまちにするためには、市民一人ひとりのマナーやモラルを向上する必要があります。引き続き、啓発活動や環境美化活動の促進などに取り組んでまいります。

今後は、従来実施しておりますパトロールの強化と「ポイ捨て」ごみに対応する体制づくりについて、条例の見直しを含めた検討が必要であると考えております。

現在、市内各地域においては、市が支援を行っている清掃ボランティア活動を通じて環境美化と意識の向上が図られております。

また、来年度の愛媛国体に向けて、全国から訪れる方々を温かくお迎えできるよう花いっぱい運動やクリーン活動の展開、愛媛県が行っております「愛ロード・愛リバー」のサポーターとの連携など、ごみのない美しいまちになるよう積極的な事業推進を図ってまいります。

(担当課：環境衛生課)